

対象パワーステーション本体品番:

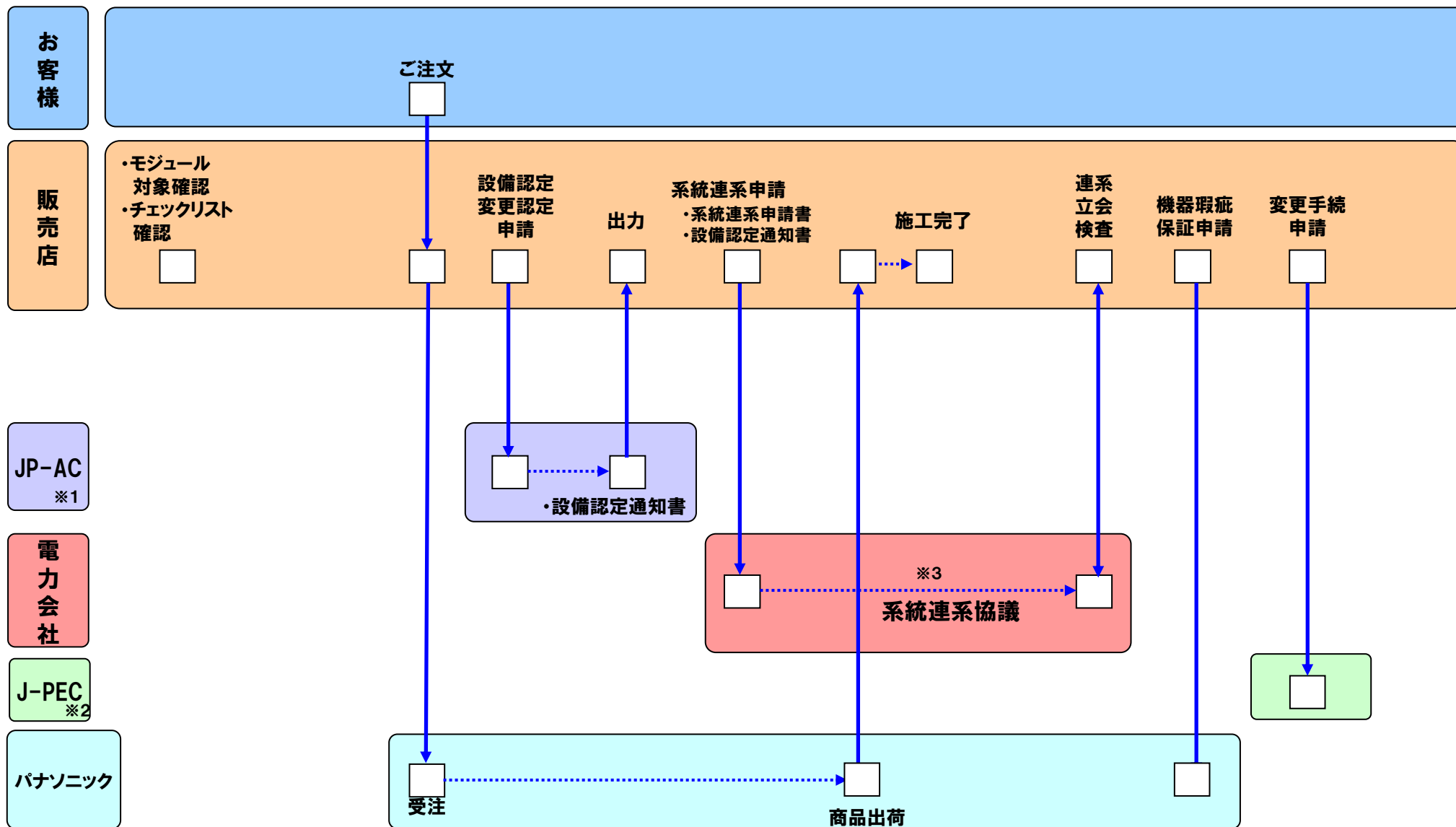
LJP25522
LJP255228
LJP25532
LJP255328

創蓄連携システム 既設太陽電池モジュールへの設置について

2013年10月23日

パナソニック株式会社
エコソリューションズ社

既設太陽電池モジュールへの創蓄連携システム導入フロー



※1. JP-ACとは、JPEA代行申請センターです。※2. J-PECとは、一般社団法人太陽光発電協会太陽光発電普及拡大センターです。

※3. 連系までに時間がかかる場合があります。2013年6月現在。

		確認項目	参照ページ
事前確認	太陽電池	<input type="checkbox"/> 接続できる太陽電池モジュール(当社製)には制限があります。対象モジュールの接続可能範囲の事前確認が必要です。	本資料P3 モジュール選定表参照
		<input type="checkbox"/> 接続可否判定ツールで、事前に接続可否を必ず確認して下さい。	
	導入環境	<input type="checkbox"/> 電力契約は低圧受電契約に限ります。引込み線は100A(38mm ²)以下になります。 ※高圧受電契約内の低圧回路への適用は出来ません。	
		<input type="checkbox"/> 海岸線より300m以内の地域あるいは海水飛沫および潮風に直接さらされる場所には設置できません。 塩害地域(海岸線より300m~1000m以内地域)には耐塩害仕様をご使用下さい。	
		<input type="checkbox"/> 標高が1000mを超える場所には設置できません。	
	使用用途	<input type="checkbox"/> 創蓄連携システムは複数台導入できません。1電力契約につき1システムのみ導入可能です。	
		<input type="checkbox"/> バックアップ用分電盤には、途中で電源が切れると、生命や財産に損害を受けるおそれがある以下の機器をご使用にならないでください。 ・すべての医療機器、防犯機器 ・デスクトップパソコンなどの情報機器およびその周辺機器、灯油やガスを用いた暖房機器 ・その他、電源が切れると生命や財産に損害を受けるおそれのある機器	
		<input type="checkbox"/> 創蓄連携システム用モニターの設定が必要です。適合機種を事前にご確認下さい。 (各モニターで3分間以上連続しての表示は出来ません。)	
	施工	<input type="checkbox"/> 接続箱とパワーコンディショナの取替えが必要です。	
		<input type="checkbox"/> 設置場所や設置スペースに条件があります。設置条件の事前確認が必要です	
		<input type="checkbox"/> パワーステーションは地盤面への基礎工事とアンカーによる施工が必要です。(建物の2階以上には設置できません。)	
		<input type="checkbox"/> 外壁に必要な配線開孔面積が取れない場所には設置できません。(パワーステーションに配線が集中します。) 住宅の建築工法・構造によっては考慮が必要です。	
		<input type="checkbox"/> 蓄電池ユニットや電力切替ユニットへの配線が可能か事前確認が必要です。 停電時にも使用する負荷の見直し、既設配線の変更の事前確認が必要です。	
	手続	<input type="checkbox"/> JP-ACへ設備認定の変更認定申請が必要になります。	本資料P4~P5参照
<input type="checkbox"/> 電力会社への太陽光発電設備変更届けが必要になります。		本資料P6参照	
<input type="checkbox"/> 住宅用太陽光発電導入支援補助金を受けられている場合は、J-PECへの手続が必要になります。		本資料P7参照	
<input type="checkbox"/> 機器瑕疵保証 10年保証の手続きについて		本資料P8参照	

HIT Nシリーズ

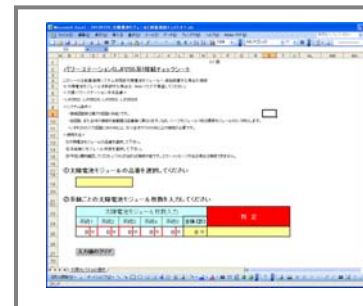
対象太陽電池モジュール	VBHN240SJ01	VBHN233SJ01	VBH13230T	VBH13215T	HIP-210NKH5	HIP-200NKH5	HIP-195N1	HIP-192N1	HIP-190N1	HIP-180N1
			HIT-N230SJ16	HIP-215NKH5	HIP-210NKH5-3	HIP-200NKH1	HIP-195N1-1	HIP-192N1-1		HIP-180N1-1
			HIT-N230SJ13	HIP-215NKH5-3	HIP-210NKH1					
					HIP-210NH1-1					
少なくとも1回路に接続が必要な直列枚数	4直列	4直列	4直列	4直列	4直列	4直列	5直列	5直列	5直列	5直列
それ以外の回路の直列枚数範囲	2~7直列	2~7直列	2~7直列	2~7直列	2~7直列	3~7直列	3~8直列	3~8直列	3~8直列	3~8直列

HIT Bシリーズ

対象太陽電池モジュール	VBH13205T	HIT-B200J01	HIP-210BKH5	HIP-205BKH1	HIP-200BK5	HIP-210BH1	HIP-190B2	HIP-J54B1-1	HIP-G751B1-1
	HIT-B205J01		HIP-210BKH1		HIP-200BK1		HIP-190B1		
					HIP-200B2				
少なくとも1回路に接続が必要な直列枚数	4直列	4直列	4直列	4直列	4直列	4直列	5直列	5直列	5直列
それ以外の回路の直列枚数範囲	2~5直列	2~5直列	2~5直列	2~5直列	2~5直列	2~5直列	2~5直列	2~5直列	2~5直列

STD シリーズ(住宅用のみ)

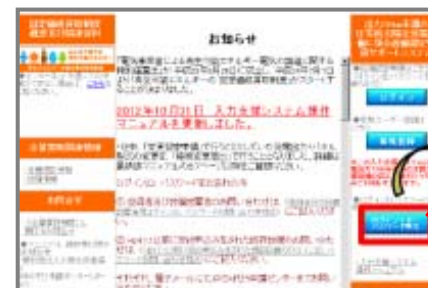
対象太陽電池モジュール	VBH10154
少なくとも1回路に接続が必要な直列枚数	6直列
それ以外の回路の直列枚数範囲	5~10直列



■左記接続チェックツールにて、
接続可否を必ず確認して下さい。
(チェックツールについては
弊社営業所へお問合せ下さい)

■既設設備の入力支援システムのログインID、パスワードをご確認下さい。

JP-ACに、<既設設備のログインID、パスワードお問い合わせ様式>にご記入の上、
電子メールにてJP-ACへお問い合わせいただき、システムへのログインID、パスワードを確認してください。

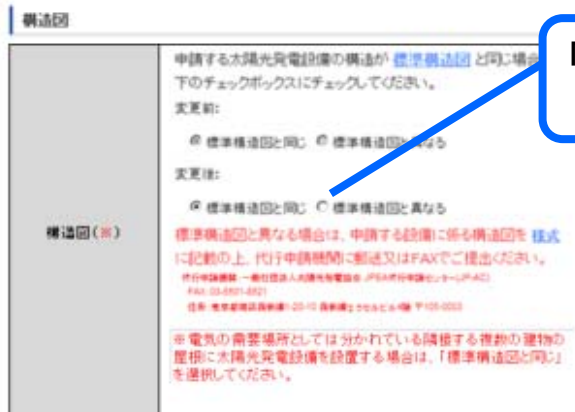


ログインID・
パスワード照会

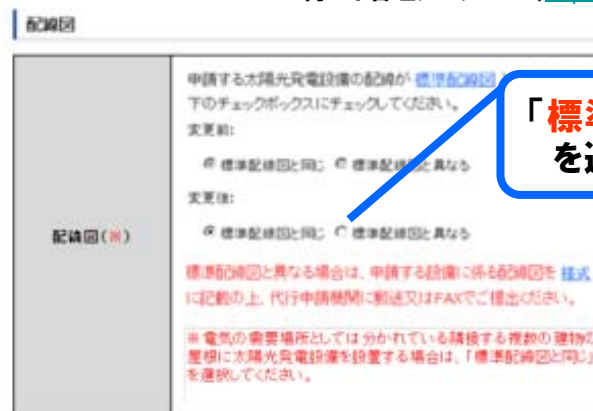
再エネ管理システムHP(<http://www.fit.go.jp>)

入力支援システムにて変更認定申請を行ってください。

① 構造図・配線図を変更してください。

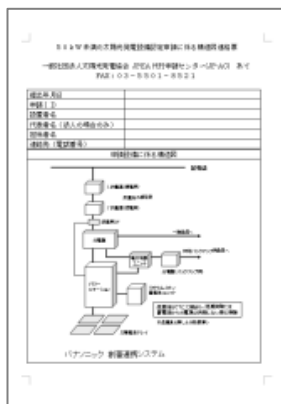


「標準構造図と異なる」
を選択してください。



「標準配線図と異なる」
を選択してください。

② 創蓄連携システムの配線図・構造図に必要事項を記入してJP-ACにFAXで送付してください。



入力支援システムにて変更認定申請を行ってください。

① 構造図・配線図の変更

構造図

申請する太陽光発電設備の構造が「標準構造図」と同じ場合は以下のチェックボックスにチェックしてください。

変更前:
 標準構造図と同じ 標準構造図と異なる

変更後:
 標準構造図と同じ 標準構造図と異なる

標準構造図と異なる場合は、申請する設備に係る構造図を「様式」に記載の上、代行申請機関に郵送又はFAXでご提出ください。

代行申請機関 一般社団法人太陽光発電協会 (JPEA) 代行申請センター(JPAC)
 〒100-0001 東京都千代田区千代田 1-1-1 丸の内ビルディング 10F
 TEL: 03-6901-4521
 FAX: 03-6901-4522

※ 電気の需要場所としては分かれている隣接する複数の建物の屋根に太陽光発電設備を設置する場合は、「標準構造図と同じ」を選択してください。

「標準構造図と異なる」を選択してください。

配線図

申請する太陽光発電設備の配線が「標準配線図」と同じ場合は以下のチェックボックスにチェックしてください。

変更前:
 標準配線図と同じ 標準配線図と異なる

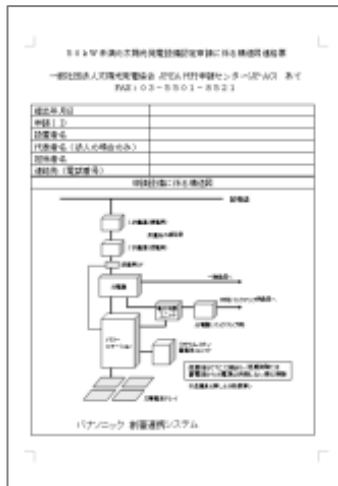
変更後:
 標準配線図と同じ 標準配線図と異なる

標準配線図と異なる場合は、申請する設備に係る配線図を「様式」に記載の上、代行申請機関に郵送又はFAXでご提出ください。

※ 電気の需要場所としては分かれている隣接する複数の建物の屋根に太陽光発電設備を設置する場合は、「標準配線図と同じ」を選択してください。

「標準配線図と異なる」を選択してください。

③ 創蓄連携システムの配線図・構造図に必要事項を記入してJP-ACにFAXで送付してください。



電力会社への発電設備の変更手続きが必要になります。
各電力会社営業所窓口でご相談の上申請手続きを行ってください。

例)関西電力の場合

平成 年 月 日

関西電力株式会社 宛

電力受給契約申込書
兼 電力系統への発電設備の連系に関する申込書（低圧）

「再生可能エネルギー発電からの電力購入契約要綱」（以下「契約要綱」という。）および下記個人情報取扱いを承認の上、再生可能エネルギー発電設備（以下「再エネ発電設備」という。）の関西電力株式会社（以下「関西電力」という。）の電力系統への連系（連系接続）および関西電力による電力の買取り（買取り終了）を関西電力に申し込みます。なお、本申込みを撤回した場合で、すでに関西電力に本申込み内容の検討費用が発生していたときは、その実費を関西電力に支払うことを承諾します。（再生可能エネルギー発電設備が経済産業省告示第139号の表の第一号および第二号に掲げる場合を除きます。）また、契約要綱35に該当するときは、契約要綱35に定める実費を関西電力に支払うことを承諾します。

【個人情報取扱い】
弊社は、次の事業において、契約の締結・履行、債権回収および債務の履行、資産・設備等の形成・保全、商品・サービスの開発・改善、商品・サービスに関するダイレクタメール等によるご案内その他これらに付随する業務を行うために必要な範囲内で個人情報を利用いたします。①電気事業 ②熱供給事業 ③電気通信事業 ④情報処理および情報提供サービス事業 ⑤ガス供給事業 ⑥電気機械器具および電気式空調・給湯装置その他の電気機器の標準化または電気の効率利用に資する設備の製造、販売、リース、設置、運転および保守 ⑦鉄道事業法による運輸事業 ⑧不動産の売買、賃貸借および管理 ⑨⑩から⑬までの事業および環境保全に関するエンジニアリング、コンサルティングおよび技術・ノウハウの販売 ⑭⑮から⑰までに別添関連する事業
また、次の各号に掲げる場合には、必要な範囲内で、個人情報第三者へ提供することがあります。
(1) 契約者が弊社との電力受給契約を中止する場合で、かつ弊社以外の電気事業者と特定契約を締結する場合
(2) 「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（再エネ特措法）」および契約要綱40(2)に基づき、契約者に支払った受給電力料金等について国または費用負担調整機関に届出する場合

※ご契約内容変更の場合は、「電力受給契約に係る各種変更申込書」兼「電力系統への発電設備の連系に関する各種変更申込書」をご使用下さい。

①【契約基本情報】

申込種別	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 設備増減設	<input type="checkbox"/> 再使用	<input type="checkbox"/> 設備撤去	<input type="checkbox"/> その他（ ）
契約種別 (07で選択して下さい)	定額電灯・従量電灯A・従量電灯B・はぴタイム・時間帯別電灯・低圧電力・その他（ ）				
発電設備設置場所 (営業場所住所)	〒 -)				

申請書類の申込種別で「設備増減設」を選択し申請してください。

その他は通常の系統連系申請 添付書類を用いて申請して下さい。

例)東京電力の場合

新規申請と同じ様式を用いて申請して下さい。記入方法については窓口にご相談下さい。

住宅用太陽光発電導入支援補助金を受けられている場合は、J-PECへの手続が必要になります。

補助対象システムの管理・運用に関する変更の手続きの(<http://www.j-pec.or.jp/change/modification.html>)

3. 「修理等によるシステム変更報告書」を使用し申請してください。

申請書類記入例(P. 1)

平成 年 月 日

一般社団法人太陽光発電協会 代表理事 殿
(太陽光発電普及拡大センター(J-PEC) 御中)

<補助事業者>

住所

氏名

変更又は交付決定番号

この報告書は、
既に補助金の交付を受けたシステムの
モジュールやパワコンを変更した場合に、
提出するものです。

修理等によるシステム変更報告書

下記の通り修理等によって太陽光発電システムを変更しましたので報告いたします。

記

システムの故障 システムの破損・欠損 その他

工事完了日 平成 年 月 日

(理由がその他の場合は、変更理由について具体的に記入して下さい。)

**蓄電池導入にあたり、
パワコンの取替が必要なため**

1. 手続代行者名

会社名	
住所	
電話番号	
担当者名	<input type="text" value="〇〇"/> <input type="text" value="〇〇"/>

ご担当者印

申請書類記入例(P. 2)

2. 対象システムの概要(変更前) 変更したシステムのみ記入

項目	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩
太陽電池モジュールの型式名										
製造者名(メーカー名) (株式会社、商等は記入しない)										
太陽電池モジュールの 公称最大出力(注1)と使用枚数										
太陽電池の公称最大出力(注2) (小数点2桁未満は四捨五入)										
インバータ・保護装置の型式名										
製造者名(メーカー名) (株式会社、商等は記入しない)										
定格出力										

補助金を受けたシステムのうち、変更した部分のみ記入ください。
例) 補助対象モジュール25枚中2枚のみ変更した場合は、
モジュール2枚について記入し、
変更していないモジュールやパワコンの記入は不要です。

変更前のパワコンについて
ご記入下さい。

申請書類記入例(P. 3)

3. 対象システムの概要(変更前) 変更したシステムのみ記入

項目	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩
太陽電池モジュールの型式名										
製造者名(メーカー名) (株式会社、商等は記入しない)										
太陽電池モジュールの 公称最大出力(注1)と枚数										
太陽電池の公称最大出力(注2) (小数点2桁未満は四捨五入)										
インバータ・保護装置の型式名										
製造者名(メーカー名) (株式会社、商等は記入しない)										
定格出力										

補助金を受けたシステムのうち、変更した部分のみ記入ください。
例) 補助対象モジュール25枚中2枚のみ変更した場合は、
モジュール2枚について記入し、
変更していないモジュールやパワコンの記入は不要です。

パワーステーション本体品番を
ご記入下さい。

パナソニック

5 5

モジュールの一部を変更した場合は、
変更したモジュールの製造番号を
どの製造番号のモジュールを変更したかが
わかるよう、印をつけて添付ください。

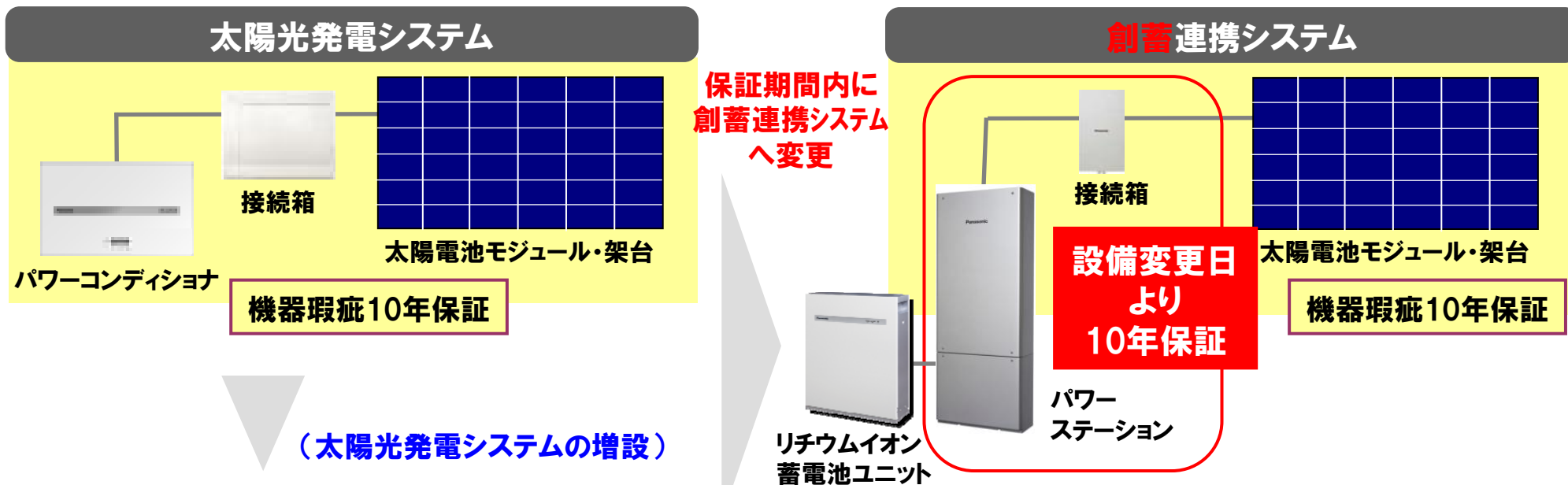
4. 添付書類

- ・ パワコン変更の場合: ①変更前と変更後のパワコン写真
②変更前と変更後のパワコン銘板写真(又は製造番号が確認できる書類)
- ・ モジュール変更の場合: ①変更前と変更後の全モジュール写真(枚数が確認できる写真)
②変更前と変更後の出力対比表 *変更に参加する製造番号がわかるように印をつけてください。

以下の写真を添付してください。

- ① 変更前と変更後のパワコン写真
- ② 変更前と変更後のパワコン銘板写真(又は製造番号が確認できる書類)

太陽光発電システム⇒創蓄連携システムへの追加設置の場合、新たに設置した接続箱・パワーステーションは、設備変更日からの機器瑕疵10年保証となります。(弊社所定の手続きが必要です)



(太陽光発電システムの増設)

